

○日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年6月28日

規則第24号

改正 平成28年3月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
- (3) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定委員会)

第3条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置するものとする。

2 前項に規定する選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の通知)

第4条 条例第6条第1項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書（第2号様式）を交付することにより行うものとする。

(告示する事項)

第5条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲

げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理の業務を行う公の施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績（指定管理者の収入として収受させている場合に限る。）
- (4) 管理に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項
（指定の取消し等）

第7条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定の取消しについては指定取消通知書（第3号様式）により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書（第4号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 管理の業務の停止の期間（当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。）
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲（当該業務の一部の停止を命じたときに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日（以下「通知日」という。）から起算して30日以内に通知日の属する年度の4月1日（条例に基づく指定管理者としての指定の日が、当該年度の4月2日以降の場合は、当該日）から通知日までに係る事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。
（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第7条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第10条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第11条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第12条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第14条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第15条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第16条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第17条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第19条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第20条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第21条の規定による改正前の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第22条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第23条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第24条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第25条の規定による改正

前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第26条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第27条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第28条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第29条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第30条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第31条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第32条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第33条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第34条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第35条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先)

日野市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 管理を行おうとする公の施設の名称

2 添付書類

- 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
- 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

様

日野市長

指定管理者指定決定通知書

下記のとおり指定管理者として指定することに決定したので、通知します。

記

1 管理を行う公の施設の名称

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

様

日野市長

指定取消通知書

年 月 日付け による指定管理者の指定について、
日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定により、下記
のとおり指定を取り消すので通知します。

記

- 1 指定を取り消す施設の名称
- 2 指定を取り消す日
- 3 指定を取り消す理由

※1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内でも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

※2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に日野市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内でも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記※1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

様

日野市長

業務停止命令書

年 月 日付け による指定管理者の指定により行っている管理の業務について、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり業務の(全部・一部)の停止を命じます。

記

- 1 業務の停止を命じる施設の名称
- 2 業務の停止の期間
- 3 業務の一部の停止命令に係る当該停止を命じる業務の範囲
- 4 業務の停止を命じる理由

※1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内でも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

※2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に日野市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内でも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記※1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。